

S I D R

滋賀県感染症情報

SHIGA Infectious Diseases Report

《週報》

第 9 巻第 35 号

第 35 週 (8月24日 - 8月30日)

発行年月日:平成21年(2009年) 9月 3日

発行 :滋賀県衛生科学センター内

滋賀県感染症情報センター

電話 077-537-7438 FAX 077-537-5548

今週の感染症発生動向

「腸管出血性大腸菌感染症の多発警報」発令!!
麻しんの発生は今年になって5例目
新型インフルエンザの集団発生は34件(9月1現在、滋賀県)

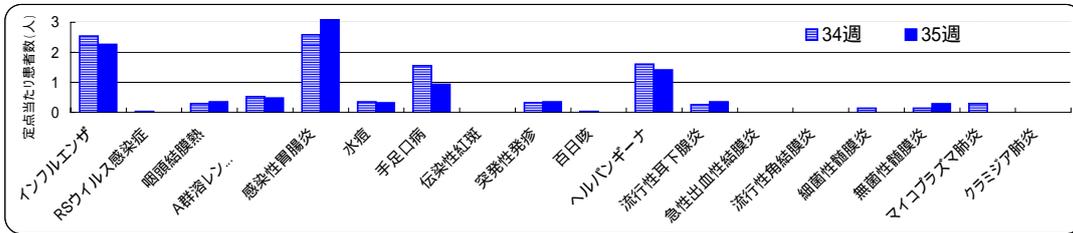
定点把握の対象となる五類感染症の患者報告数は、先週より少なくなっています。今週増加した疾患は感染性胃腸炎、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)等で、減少した疾患は手足口病、ヘルパンギーナ等です(他の疾患については、疾病別定点当たり患者数のグラフ参照)。

腸管出血性大腸菌感染症の発生については、35週(8/24~8/30)に急増したため、県は「滋賀県腸管出血性大腸菌感染症多発警報発令要領」(平成20年8月18日施行)に基づき、8月29日(土)に本年度第1回目の警報(発令基準に該当)を発令しました(本要領の概略については、今週の発生状況:滋賀県腸管出血性大腸菌感染症多発警報発令要領概要参照)。

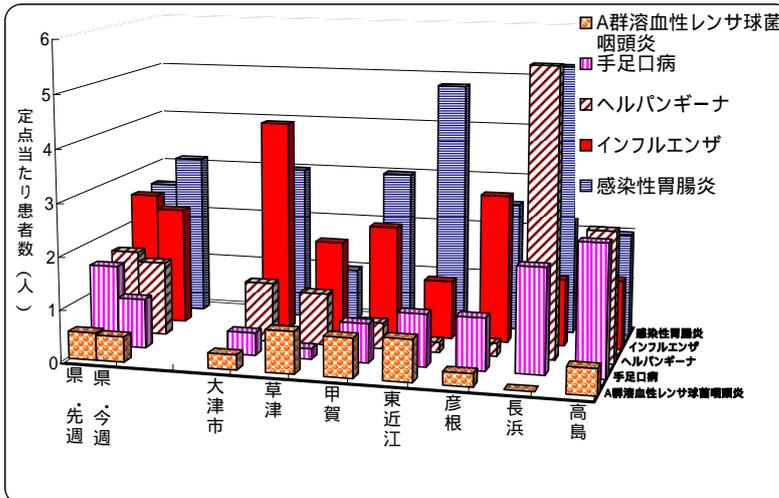
「感染症発生動向調査に基づく感染症の警報・注意報システム」による保健所管内別の警報の発生状況については、先週に引き続き手足口病およびヘルパンギーナにおいて、高島で警報発生基準値を超えています。

全数把握対象疾患では、二類感染症の結核で6名、三類感染症の腸管出血性大腸菌感染症で5名、五類感染症の梅毒で1名、麻しんで2名の届出がありました。また、新型インフルエンザ(H1N1)*で56名の届出がありました。*:集団感染が発生した集団における患者数(疑似症患者を含む)

定点把握の対象となる五類感染症の疾患別発生状況(先週との比較、定点当たり患者数)



上位5疾患の発生状況(定点把握対象五類感染症、第35週、定点当たり患者数)



県全体における上位疾患の発生状況についてはグラフに示すとおり、感染性胃腸炎、インフルエンザ、ヘルパンギーナ、手足口病、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の順に多くなっています。

インフルエンザの発生は県全体では先週より減少していますが、大津市、彦根、長浜、高島で先週より増加しています。

また、長浜では感染性胃腸炎およびヘルパンギーナが先週より急増しています。

新型インフルエンザ(インフルエンザA/H1N1)発生状況(滋賀県)

クラスターサーベイランスにおける新型インフルエンザの集団感染は、9月1日現在で34件報告されています。保健所管内別では、大津市15件、草津3件、甲賀2件、東近江7件、彦根3件、長浜3件および高島1件となっています。また、感染症法第12条に基づく届出患者数(県外集団所属分を含む)は138名です。

1) 全数報告の感染症(一類～五類)

滋賀県内の医療機関において、医師が感染症法で定められている一～四類および五類感染症に該当する患者を診断したとき医師は保健所に届出ることになっています。このことを全数報告といいます。届出により、滋賀県内で発生している感染症法で定められた一～四類および五類感染症を把握することができます。

感染症類型	疾患名	報告数 (35週)	累積報告数		平成20年報告数	
			滋賀 (35週)	全国 (35週)	滋賀	全国 ^(*)1)
一類感染症	報告なし	0	0	0	0	0
二類感染症	結核	6	189	17,583	282	28,419
三類感染症	細菌性赤痢	0	0	115 ^(*)2)	3	320
	腸管出血性大腸菌感染症	5	15	2,269	53	4,322
四類感染症	E型肝炎	0	1	33	0	43
	A型肝炎	0	0	87	3	170
	コクシジオイデス症	0	0	2	1	2
	デング熱	0	0	47	2	104
	マラリア	0	0	43	1	56
	レジオネラ症	0	4	462	10	893
五類感染症	アメーバ赤痢	0	9	533	10	872
	ウイルス性肝炎	0	1	151	5	241
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	2	86	2	152
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	2	80	1	113
	後天性免疫不全症候群	0	6	989	11	1,568
	ジアルジア症	0	0	53	1	76
	梅毒	1	1	479	5	839
	破傷風	0	2	69	5	123
	急性脳炎	0	1	156	1	190
	風しん	0	2	126	2	309
	麻しん	2	5	594	39	11,015
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ(H1N1) ^(*)3)	56	138	10,927	-	-

*1: 平成20年の全国報告数は、平成20年に滋賀県で報告された疾患を対象としています。

感染症発生動向調査事業年報暫定値(国立感染症研究所感染症情報センター)

*2: 検疫法第26条の3に基づく検疫所長から滋賀県知事への通知分1件を含みます。

*3: 感染症法の一部改正(7月24日施行)により届出の対象となった報告数です(届出期間:7月24日～8月24日)。

全国における全数報告感染症の発生状況 - 第35週(8/24～8/30) -

一類感染症: 報告なし	四類感染症: A型肝炎	2例	五類感染症: 後天性免疫不全症候群	14例		
二類感染症: 結核	243例	デング熱	4例	クロイツフェルト・ヤコブ病	2例	
三類感染症: 腸管出血性	大腸菌感染症	168例	マラリア	1例	劇症型溶血性	
細菌性赤痢	1例	レジオネラ症	7例	レンサ球菌感染症	1例	
新型インフルエンザ	新型インフルエンザ	809例	五類感染症: アメーバ赤痢	3例	バンコマイシン耐性	
(H1N1)			梅毒	9例	腸球菌感染症	2例
等感染症			破傷風	2例	ウイルス性肝炎	1例
			風しん	1例	急性脳炎	5例
			麻しん	11例		

2) 定点把握の対象となる五類感染症

感染症発生動向調査事業に係る報告のために、滋賀県が指定した「指定届出機関」を定点医療機関(定点)といい、その定点から報告される感染症です。また、定点当たり患者数とは、一週間に単位として一カ所の定点から何人の患者が報告されているかを示したものです(患者報告数/定点医療機関数)。

例えば、一つの疾患(インフルエンザ等)について、一週間に52カ所の定点*から総数52人の報告があれば、定点当たり患者数は1.00となります。*疾患により定点数は異なります。

(1) 疾病別・週別発生状況(平成21年第30～35週、7/20～8/30)

疾患名	定点当たり患者数(前週より増加 前週と同じ 前週より減少)											
	30週		31週		32週		33週		34週		35週	
	(7/20～)	(7/27～)	(8/3～)	(8/10～)	(8/17～)	(8/24～)	31	32	33	34	35	
インフルエンザ	0.58	0.96	0.85	2.50	2.54	2.27						
RSウイルス感染症	0	0	0	0.03	0.03	0						
咽頭結膜熱(プール熱)	0.32	0.32	0.35	0.42	0.29	0.35						
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	0.48	0.35	0.45	0.16	0.52	0.48						
感染性胃腸炎	3.26	3.52	3.23	3.13	2.58	3.13						
水痘	0.35	0.61	0.35	0.52	0.35	0.32						
手足口病	2.00	1.97	1.94	1.39	1.55	0.94						
伝染性紅斑(リンゴ病)	0	0	0.06	0.03	0	0						
突発性発しん	0.48	0.55	0.35	0.48	0.32	0.35						
百日咳	0	0.03	0	0	0.03	0						
ヘルパンギーナ	1.97	2.84	2.84	1.65	1.61	1.42						
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	0.19	0.45	0.39	0.29	0.26	0.35						
急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0						
流行性角結膜炎	0.25	0.13	0	0.13	0	0						
細菌性髄膜炎	0	0	0.14	0.14	0.14	0						
無菌性髄膜炎	0	0.14	0.14	0	0.14	0.29						
マイコプラズマ肺炎	0	0	1.14	0.14	0.29	0						
クラミジア肺炎(オウム病を除く)	0.14	0	0	0	0	0						

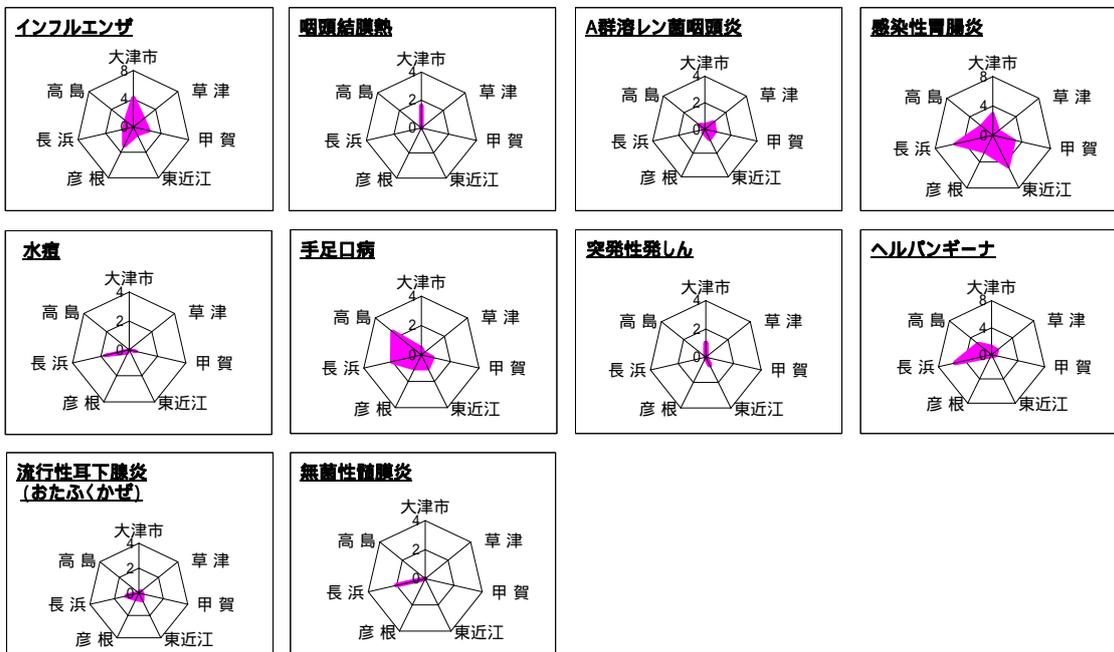
(2)疾病別・保健所管内別発生状況(第35週、8/24～8/30)

疾患名	定点当たり患者数(県・保健所管内別)									疾患別発生状況(県全体)	
	県	大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島			
インフルエンザ	2.27	4.09	1.78	2.14	1.13	2.86	1.29	1.33			
RSウイルス感染症	0	0	0	0	0	0	0	0			
咽頭結膜熱(プール熱)	0.35	1.57	0	0	0	0	0	0			
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	0.48	0.29	0.80	0.75	0.80	0.25	0	0.50			
感染性胃腸炎	3.13	3.00	1.00	3.00	4.80	2.50	5.25	2.00			
水痘	0.32	0	0	0.50	0	0.25	1.75	0			
手足口病	0.94	0.43	0.20	0.75	1.00	1.00	2.00	2.50			
伝染性紅斑(リンゴ病)	0	0	0	0	0	0	0	0			
突発性発しん	0.35	1.00	0	0	0.60	0	0.25	0			
百日咳	0	0	0	0	0	0	0	0			
ヘルパンギーナ	1.42	1.14	1.00	0.50	0.20	0.25	5.50	2.50			
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	0.35	0	0.20	0.25	0.60	0.50	1.00	0			
急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0			
流行性角結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0			
細菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0			
無菌性髄膜炎	0.29	0	0	0	0	0	2.00	0			
マイコプラズマ肺炎	0	0	0	0	0	0	0	0			
クラミジア肺炎(オウム病を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0			

■ は定点当たり患者数が先週より増加 ■ は警報発生中 ■ は注意報発生中

0 2 4 6
定点当たり患者数(人)

疾患別・保健所管内別発生状況(定点当たり患者数)



(3)今週の発生状況

トップページに
戻る

水痘

長浜で先週よりかなり多くなっています。

手足口病およびヘルパンギーナ

高島で先週よりかなり減少していますが、警報終息基準値(定点当たり患者数 2.00)を超えているため、引き続き発生動向に注意する必要があります。

滋賀県腸管出血性大腸菌感染症多発警報発令要領(平成20年8月18日施行):概要

目的:腸管出血性大腸菌感染症が頻発し、集団感染の発生やその恐れがある場合、県民に対して注意喚起を行い、発生の予防や拡大防止を図ることを目的とする。

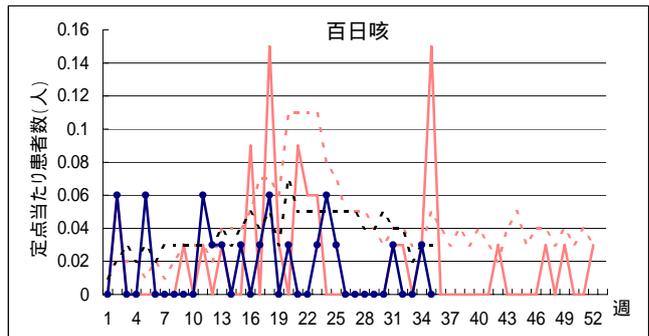
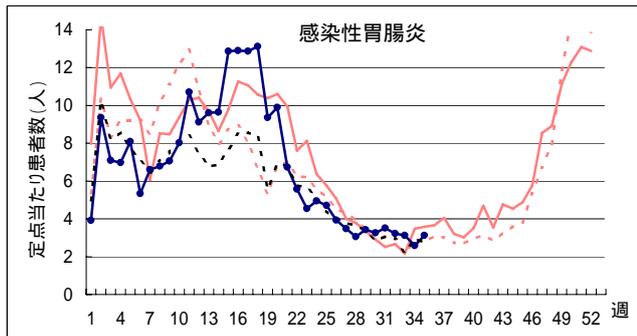
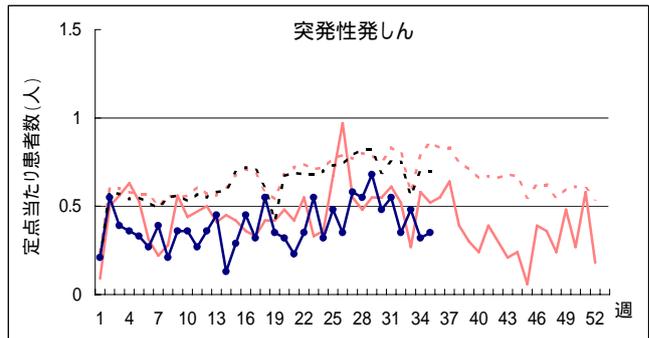
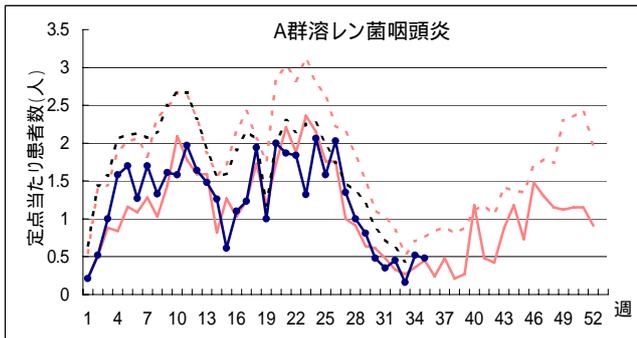
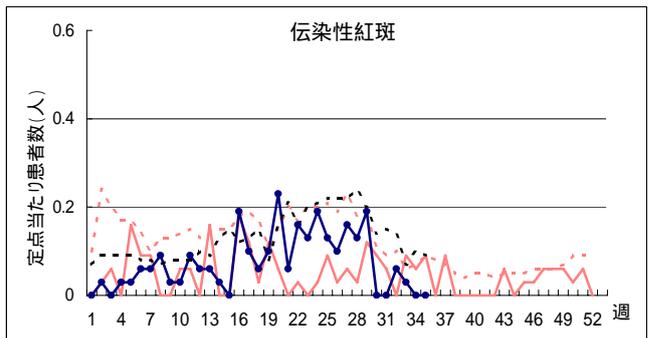
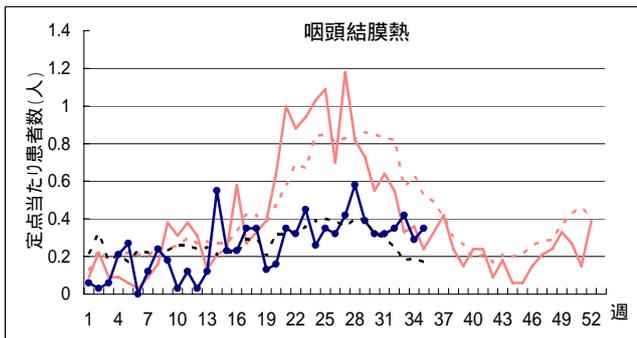
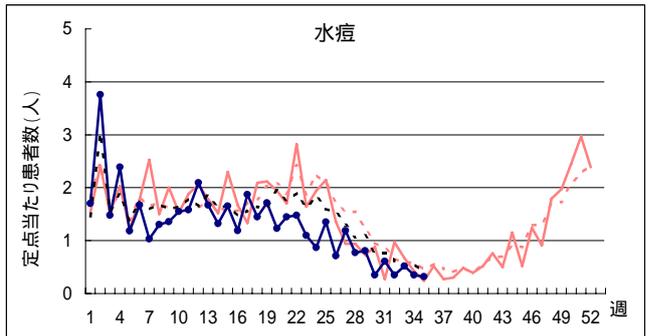
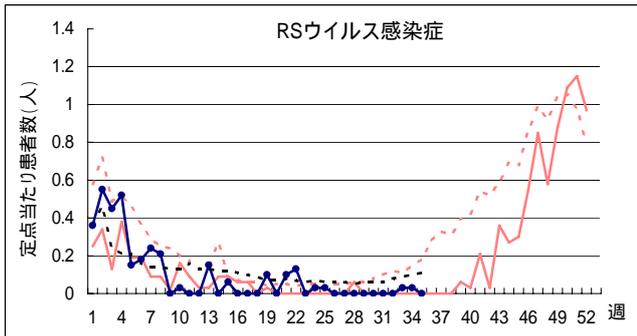
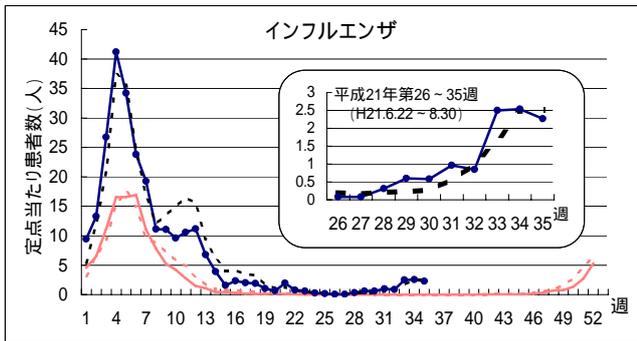
名称:「腸管出血性大腸菌感染症多発警報」とする。

発令基準:警報発令の基準は、月曜日から日曜日の7日間を1週間として、次にあげる場合とする。
 県下全域において3週連続して2名以上患者等が発生した
 県下全域において1週間に3人以上患者等が発生した
 その他重症例の発生やその恐れがある等、特に緊急に注意喚起が必要な事態が生じた

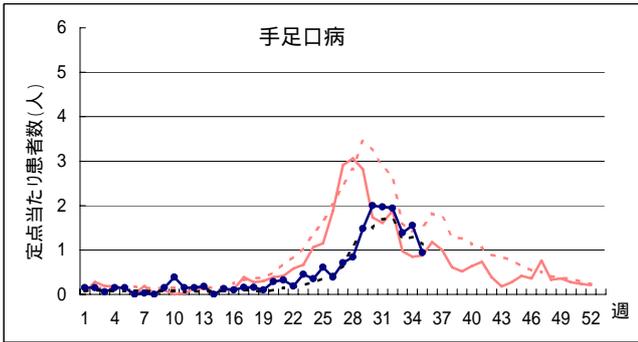
発令区域:原則として滋賀県全域とするが、発生状況等により区域を限定する。

発令期間:警報の発令期間は発令の日から翌週の日曜日までとする。

疾病別定点当たり患者数(平成21年第1~35週、H20.12.29~H21.8.30)



疾病別定点当たり患者数(平成21年第1～35週、H20.12.29～H21.8.30)



H20
 { 滋賀 ————
 全国 ······
 H21
 { 滋賀 ————
 全国 ······

